

○電波法関係審査基準(平成13年訓令第67号)の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改正案			現行			
別表1(第3条関係)			別表1(第3条関係)			
1 周波数の割当てが可能な無線局(基幹放送局を除く。)の通信事項及び用途の一覧表(括弧内は用途の補足を示す。)			1 周波数の割当てが可能な無線局(基幹放送局を除く。)の通信事項及び用途の一覧表(括弧内は用途の補足を示す。)			
無線局の通信事項		用途	無線局の通信事項		用途	
(略)		(略)	(略)		(略)	
防災行政事務に関する事項 [DAI]		防災行政用 防災相互通信用 地域防災無線通信用	防災行政事務に関する事項 [DAI]		防災行政用 防災相互通信用 地域防災無線通信用	
防災行政事務のアンサーバック等に関する事項 [DAK]		防災行政用				
(略)		(略)	(略)		(略)	
2・3 (略)			2・3 (略)			
別表2(第3条関係)			別表2(第3条関係)			
無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	48	地方公共団体又は地方自治法第252条の2の2第1項の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法(昭和22年法律第118号)、気象業務法等の関係法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する事務及び地方行政に関する事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。(48-2の項を除く。)		48	地方公共団体又は地方自治法第252条の2の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法(昭和22年法律第118号)、気象業務法等の関係法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する事務及び地方行政に関する事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	防災行政事務に関する事項
	48-2	地方公共団体又は地方自治法第252条の2の2第1項の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法(昭和22年法律第118号)、気象業務法等の関係法令に基づき、それぞれの地域における防				防災行政事務のアンサーバック等に関する事項

		<u>災、応急救助、災害復旧等に関する事務及び地方行政に関する事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであって、当該地方公共団体又は当該協議会が開設する又は開設した専ら一の無線局（54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするものであること。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

第2 陸上関係

- 1 電気通信業務用
- 2 公共業務用無線局

(1) 公共業務用(通信事項が防災行政事務に関する事項及び防災行政事務のアンサーバック等に関する事項の無線局(以下この(1)において「防災行政無線局」という。)の場合に限る。)

(2)～(21) (略)

3・4 (略)

第3～第5

第2 陸上関係

- 1 電気通信業務用
- 2 公共業務用無線局

(1) 公共業務用(通信事項が防災行政事務に関する事項の無線局(以下この(1)において「防災行政無線局」という。)の場合に限る。)

(2)～(21) (略)

3・4 (略)

第3～第5